

## 【「施工プロセス」のチェックリスト】の手引き

長 崎 県

平成21年4月1日

## はじめに

公共工事の品質確保は、発注者及び受注者の双方に課せられた責務であり、公共施設の品質と耐久性の向上を目指した施工管理、監理監督が重要となります。

特に、現場における日常の出来形・品質管理は、公共施設の品質を大きく左右する重要な部分であり、そのための適正な施工体制の確保が不可欠であると考えられます。

この手引きは、関係法令、契約約款、建設工事共通仕様書等の遵守及び、公共工事の施工過程（プロセス）における適正な管理を行うため、施工プロセスチェックリストの各項目における、監督員及び主任監督員の「チェックポイント」、「判断基準」の2点について、その内容を補足し整理をしたものです。

手引き中の「判断基準」については、平成21年4月より運用する【長崎県建設工事成績評定】の評定者である監督員及び主任監督員による、プロセス段階での客観的かつ偏りのない評定を行うための判断基準であり、発注者の意識の共有化を目的として記述しています。

平成21年4月

# 目 次

## 第1章 プロセスチェックリスト

記入取扱	2
記入様式	3
工事打合せ簿（文書通知・文書注意）様式	7

## 第2章 プロセスチェックの手引き

### 1. 施工体制

#### . 施工体制一般

1 工事カルテ	10
2 施工管理体制	10
3 建設業退職金共済制度等	11
4 施工体制台帳、施工体系図	12
5 建設業許可標識	14

#### . 配置技術者 / 現場代理人・監理技術者・主任技術者

6 現場代理人	16
7 専門技術者の配置	16
8 作業主任者の選任	17
9 監理技術者（主任技術者）の専任制	17
10 現場技術員	18

### 2. 施工状況

#### . 施工管理

11 設計図書の照査等	20
12 施工計画書	20
13 施工管理（工事材料管理、出来形、品質管理、イメージアップ）	22
14 検査（確認を含む）及び立会い等の調整	23
15 工事の着手	24
16 支給品及び貸与品	24
17 建設副産物及び建設廃棄物	25
18 指定建設機械類の確認	25

#### . 工程管理

19 工程管理	27
---------	----

#### . 安全対策

20 安全活動	29
21 安全パトロールの指摘事項の処理	32

#### . 対外関係

22 関係機関等	34
----------	----

### 3. 参考資料

. 主任技術者となりうる資格一覧表	36
. 監理技術者となりうる資格一覧表	40

## 第1章 プロセスチェックリスト

記入取扱

記入様式

工事打合せ簿（文書通知・文書注意）様式

## [「施工プロセス」のチェックリスト]の記入取扱

平成21年2月23日制定

### 第1条（目的）

この取扱は、工事施工中の施工体制、工程管理、安全管理等を把握し、問題点を早期に改善することにより、工事全般の質の向上を図ることを目的とする「施工プロセスチェックリスト」の対象工事及び記入方法等を定めたものである。

### 第2条（対象工事）

長崎県が行う建設工事のうち、請負額500万円以上の請負工事を対象とする。

### 第3条（記入方法）

建設工事共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員または主任監督員が確認を行い記入するものとする。

- 2 判断基準に基づきチェック欄は、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が適正であれば「適」を、助言・指導（文書通知）であれば「通」を、文書による改善指示（文書注意）であれば「注」を で囲むものとする。  
なお、備考欄には、指示事項や是正状況等を記入するものとする。  
プロセスチェックの対象とならない確認項目は、備考欄の対象外の に「レ」マークを記入するものとする。
- 3 中間及び既済部分検査が実施された場合は、このチェックリストに転記し1回のチェックにあてることができるものとする。
- 4 疑義が生じた場合は、担当課長（総括監督員）又は主任監督員の確認の上で行う。
- 5 このチェックリストは、完成検査まで監督員が管理する。

### 第4条（その他）

このチェックリストは、検査における基礎資料とするため、中間検査・既済部分検査及び完成検査においては、検査に立会する監督員が確認の上、検査員に提示すること。

なお、完成検査においては、記入を終えて監督員及び主任監督員の確認（確認印）を受けたものを提示する。中間検査及び既済部分検査（債務負担行為年度末既済部分検査は除く。）においては各監督員の確認印を不要とする。

- 2 このチェックリストは、完成検査終了後、工事成績評定調書に添付して保管するものとする。

### 附 則

この取扱は、平成21年4月1日から施行する。

## 「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事番号	第	号	
2. 工事名			
3. 工期	平成	年	月
4. 請負者	日	~	平成
	年	月	日

	長 崎 県
機 関 名 :	
課 名 :	
主任監督員名 :	印
監督員名 :	印

「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを、主任監督員及び監督員等が確認を行う。  
 チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容が適正であれば「適」を、助言・指導（文書通知）であれば「通」を、文書による改善指示（文書注意）であれば「注」を で囲むものとする。  
 なお、備考欄には、指示事項や是正状況等を記入する。  
 プロセスチェックの対象とならない確認項目は、備考欄の対象外の にレマークを記入する。  
 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

( 1 / 4 )

考 査 項 目	細 別	確 認 項 目	チ ャ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チェックの目安)	チ ャ ッ ク 欄 (日付及びチェック時の「適正」・「助言・指導(文書通知)」・「改善指示(文書注意)」の別に 印)						備 考		
				着 手 前	施 工 中				完 成 時	(指示事項及びその是正状況等)	対象外	
1	施 工 体 制 一 般	1 工事カルテ	1) 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (受注時契約後、変更後)	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		2 施工管理体制	1) 施工管理担当者が定められている。 (契約後)	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
			2) 施工管理担当者は工事途中及び検査の事前に確認を行っている。 (施工途中、検査の前等)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
		3 建設業退職金共済制度等	1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工時1回程度)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			□
			2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			□
			3) 労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		4 施工体制台帳、施工体系図	1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			□
			2) 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			□
			3) 施工体系図に、下請負金額を記入している。 (施工時の当初、適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			□
			4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
5) 施工体系図に記載されている業者が作業している。 (施工時適宜)			( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注					

「施工プロセス」のチェックリスト

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (日付及びチェック時の「適正」・「助言・指導(文書通知)」・「改善指示(文書注意)」の別に印)						備考		
				着手前	施工中					完成時	(指示事項及びその是正状況等)	対象外
1	施工体制一般	4 施工体制台帳、施工体系図 (続き)	6) 施工体系図に記載されている監理技術者(主任技術者)及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 (施工時の当初、適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
			7) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 (施工時の当初、適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
		5 建設業許可標識	1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理(主任)技術者を正しく記載している。 (施工時1回程度)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
	配置技術者/現場代理人・監理技術者・主任技術者	6 現場代理人	1) 現場代理人は、現場に常駐している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
			2) 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		7 専門技術者の配置	1) 専門技術者を専任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
		8 作業主任者の選任	1) 作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
		9 監理技術者(主任技術者)の専任制	1) 資格者証の内容を確認した。 (着手前)		( / ) 適・通・注							
			2) 現場に常駐している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
			3) 施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 (施工時、打合せ時)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
4) 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜)			( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>			
10 現場技術員	1) 現場技術員との対応が適切である。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>			
2	施工状況	11 設計図書の照査等	1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
			2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
	12 施工計画書	1) 施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着工前、変更時)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		2) 記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注				

「施工プロセス」のチェックリスト

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (日付及びチェック時の「適正」・「助言・指導(文書通知)」・「改善指示(文書注意)」の別に印)						備考		
				着手前	施工中					完成時	(指示事項及びその是正状況等)	対象外
2	施工状況	12 施工計画書 (続き)	3) 記載内容と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
			4) 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		13 施工管理 ・ 工事材料管理	1) 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
			・ 出来形、品質管理 2) 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
			3) 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		・ イメージアップ	4) 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
			14 検査(確認を含む)及び立会い等の調整	1) 監督員の立会いにあたって、あらかじめ連絡している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
		2) 段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)			( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注			
		15 工事の着手	1) 工事始期日以降、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	( / ) 適・通・注								
		16 支給品及び貸与品	1) 引渡しを受けた日から7日以内に、受領書又は借用書を提出した。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>	
17 建設副産物及び建設廃棄物	1) 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員が提示を求めた場合、提示した。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>			
	2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注					
18 指定建設機械類の確認	1) 指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1回程度)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>			
	19 工程管理	1) 実施工程表により、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注				
2) 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行っている。 (施工時適宜)			( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注					

「施工プロセス」のチェックリスト

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (日付及びチェック時の「適正」・「助言・指導(文書通知)」・「改善指示(文書注意)」の別に印)						備考	
				着手前	施工中				完成時	(指示事項及びその是正状況等)	対象外
2 施工状況	安全対策	20 安全活動	1) 災害防止協議会等を設置し、定期的に開催している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
			2) 店社パトロールを実施している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
			3) 安全訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
			4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
			5) 新規入場者教育を実施している。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
			6) 過積載防止に取り組んでいる。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
			7) 使用機械、車輛等の点検整備等が管理され記録がある。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
			8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
			9) 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理が行われている。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
			10) 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理が行なわれている。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
			11) 保安施設等の整理、設置、管理が的確である。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
		21 安全パトロールの指摘事項の処理	1) 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
	対外関係	22 関係機関等	1) 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)		( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>
2) 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)				( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		
3) 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)				( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注	( / ) 適・通・注		<input type="checkbox"/>

主 監 督 任 員	監 督 員

別紙 - 6

## 工 事 打 合 せ 簿

発 議 者	発注者	発議年月日	平成	年	月	日
発 議 事 項	通知 注意					
工 事 番 号	第	号	請 負 者 名			
工 事 名						
工 事 場 所	市 ( 郡 )	町	地内			

( 内 容 )

以下の該当項目に示す、施工に必要なプロセスが履行されていないので、

助言・指導（通知）します。なお、すみやかに改善されなければ「改善指示（注意）」を行います。

改善指示（注意）します。なお、今回の改善指示に基づき、工事成績評定時に当該細別について減点します。

監督職員から特に指示がなかった場合は、7日以内とする。

考査項目	細 別	確 認 項 目	該 当	施 工 に 必 要 な プ ロ セ ス
1 施工体制	施工体制一般	1 工事カルテ	<input type="checkbox"/>	1) 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。
		2 施工管理体制	<input type="checkbox"/>	1) 施工管理担当者が定められている。 2) 施工管理担当者は工事途中及び検査の事前に確認を行っている。
		3 建設業退職金共済制度等	<input type="checkbox"/>	1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 3) 労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。
		4 施工体制台帳、施工体系図	<input type="checkbox"/>	1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 2) 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 3) 施工体系図に、下請負金額を記入している。 4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 5) 施工体系図に記載されている業者が作業している。 6) 施工体系図に記載されている監理技術者（主任技術者）及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 7) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。
		5 建設業許可標識	<input type="checkbox"/>	1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。
	配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	6 現場代理人	<input type="checkbox"/>	1) 現場代理人は、現場に常駐している。 2) 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。
		7 専門技術者の配置	<input type="checkbox"/>	1) 専門技術者を専任し、配置している。
		8 作業主任者の選任	<input type="checkbox"/>	1) 作業主任者を選任し、配置している。
		9 監理技術者（主任技術者）の専任制	<input type="checkbox"/>	1) 資格者証の内容を確認した。 2) 現場に常駐している。 3) 施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 4) 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。
		10 現場技術員	<input type="checkbox"/>	1) 現場技術員との対応が適切である。
2 施工状況	施工管理	11 設計図書の照査等	<input type="checkbox"/>	1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けた。
		12 施工計画書	<input type="checkbox"/>	1) 施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 2) 記載内容と現場施工方法と一致している。

調査項目	細別	確認項目	該当	施工に必要なプロセス
2 施工 状況	施工管理	12 施工計画書	<input type="checkbox"/> 3) 記載内容と現場施工体制が一致している。 <input type="checkbox"/> 4) 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	
		13 施工管理	<input type="checkbox"/> 1) 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 <input type="checkbox"/> 2) 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 <input type="checkbox"/> 3) 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 <input type="checkbox"/> 4) 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。	
		14 検査（確認を含む）及び立会い等の調整	<input type="checkbox"/> 1) 監督員の立会いにあたって、あらかじめ連絡している。 <input type="checkbox"/> 2) 段階確認の確認時期が、適切である。	
		15 工事の着手	<input type="checkbox"/> 1) 工事始期日以降、30日以内に工事に着手した。	
		16 支給品及び貸与品	<input type="checkbox"/> 1) 引渡しを受けた日から7日以内に、受領書又は借用書を提出した。	
		17 建設副産物及び建設廃棄物	<input type="checkbox"/> 1) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員が提示を求めた場合、提示した。 <input type="checkbox"/> 2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	
		18 指定建設機械類の確認	<input type="checkbox"/> 1) 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。	
	安全管理	19 工程管理	<input type="checkbox"/> 1) 実施工程表により、工程の管理を行っている。 <input type="checkbox"/> 2) 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行っている。	
		安全対策	20 安全活動	<input type="checkbox"/> 1) 災害防止協議会等を設置し、定期的に開催している。 <input type="checkbox"/> 2) 店社パトロールを実施している。 <input type="checkbox"/> 3) 安全訓練等を実施し、記録がある。 <input type="checkbox"/> 4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 <input type="checkbox"/> 5) 新規入場者教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 6) 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 7) 使用機械、車輛等の点検整備等が管理され記録がある。 <input type="checkbox"/> 8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> 9) 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理が行なわれている。 <input type="checkbox"/> 10) 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理が行われている。 <input type="checkbox"/> 11) 保安施設等の整理、設置、管理が的確である。
	21 安全パトロールの指摘事項の処理		<input type="checkbox"/> 1) 各種安全パトロールでの指摘事項や正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告した記録がある。	
対外関係	22 関係機関等	<input type="checkbox"/> 1) 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 <input type="checkbox"/> 2) 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 <input type="checkbox"/> 3) 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。		

（補足事項）

処理	発注者	上記について	通知	注意	します。
		監督職員	印	平成	年 月 日

## 第2章 プロセスチェックの手引き

### 1．施工体制

#### ．施工体制一般

# 1. 施工体制

## 施工体制一般

### 1 工事カルテ

#### 1-1) 事前に監督職員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。

(受注時契約後、変更後)

##### <チェックポイント>

書類確認： 工事カルテの受領書の写しにより登録日、内容が適正に登録されたかを確認する。

##### <判断基準>

適正	「工事カルテ受領書」により登録日までに適正に登録された事が確認できた。
通知	期日内の確認が出来なかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	登録申請忘れがあったため、登録申請を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

### 2 施工管理体制

#### 2-1) 施工管理担当者が定められている。

(契約後)

##### <チェックポイント>

書類確認： 施工管理担当者が定められているかを、施工計画書等により確認する。  
(工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、副産物管理 等)

##### <判断基準>

適正	施工管理担当者が定められているのを、工事関係資料で確認できた。
通知	施工管理体制等に不備があったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	施工管理担当者が定められていなかったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

#### 2-2) 施工管理担当者は工事途中及び検査の事前に確認を行っている。

(施工途中、検査の前等)

##### <チェックポイント>

書類確認： 各施工管理担当者（工程管理、品質管理、出来形管理、写真管理、副産物管理）が施工内容を把握し、適切な施工管理をおこなっているかを確認する。

##### <判断基準>

適正	測定（試験）等の結果や管理図表等を、施工管理担当者が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。
通知	測定（試験）等の結果や管理図表等を作成しているが、施工管理担当者は確認を行っていないため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	施工管理担当者が適正な管理を行っていないため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

### 3 建設業退職金共済制度等

#### 3-1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。

(施工時1回程度)

<チェックポイント>

現場確認： 掲示確認をする。

書類確認： 掲示状況のわかる写真を提出させ確認する。

<判断基準>

適正	現場及び写真等により工事関係者の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
通知	建退共の標識が掲示されていなかったため、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注意	建退共の標識を掲示するよう、指示(文書注意)を行った。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

#### 3-2) 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。

(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 建設業退職金共済制度の趣旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されているか確認する。

<判断基準>

適正	証紙の配布を受け払い簿等により、適切に管理されているのを確認した。
通知	証紙の配布を受け払い簿等の管理に不備があったため、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注意	証紙の配布を受け払い簿等の管理について、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	建退共以外の退職金制度の場合等。

#### 3-3) 労災保険関係成立票を現場の見やすい場所に掲示している。

(施工時1回程度)

<チェックポイント>

現場確認： 標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認： 写真により、その掲示状況を確認する。

<判断基準>

適正	記載内容が、適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
通知	記載内容や設置に不備があったため、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注意	標識等の設置や記載内容の不備について、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

#### 4 施工体制台帳、施工体系図

##### 4-1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。

(施工時の当初、適宜)

###### <チェックポイント>

書類確認： 施工体系図「提出用」により、施工体制台帳作成義務の有無を確認する。

現場確認： 提出された施工体制台帳と現場に備え付けの施工体制台帳を照合し、その添付書類を確認する。

###### <判断基準>

適 正	適正な施工体制台帳が提出された。
通 知	提出された台帳との相違や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	施工体制台帳の作成、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請契約代金が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合。

##### 4-2) 施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。

(施工時の当初、適宜)

###### <チェックポイント>

書類確認： 施工体制台帳（施工体系図）の記載内容について、「施工体制台帳記載例」等に基づき、下請負業者の工事範囲、契約状況を確認する。

施工体制台帳（施工体系図）と下請負人報告書の記載内容が相違ないか確認する。

現場確認： 作業状況の現場確認、現場聞き取りにより施工体制台帳（施工体系図）と現場体制が相違ないか確認する。

###### <判断基準>

適 正	添付資料も整理され、適正な施工体制台帳が確認できた。
通 知	整理及び記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	施工体制台帳の作成、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	施工体制台帳は、下請契約代金が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合。

##### 4-3) 施工体系図に、下請負金額を記入している。

(施工時の当初、適宜)

###### <チェックポイント>

書類確認： 提出された、施工体制台帳の添付資料により契約金額を確認する。

###### <判断基準>

適 正	施工体系図「提出用」に下請負金額が記入されており、施工体系図と施工体制台帳（再下請負通知書含む）の金額が合致しているのが確認できた。
通 知	記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	下請負金額を記入した施工体系図「提出用」の提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事が無い場合。

4-4) 施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。

(施工時の当初、適宜)

<チェックポイント>

- 現場確認： 施工体系図「掲示用」の掲示状況を確認する。  
 書類確認： 掲示状況が把握できる写真にて確認をする。

<判断基準>

適正	現場及び写真等により工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されているのを確認した。
通知	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	施工体系図「掲示用」の掲示や記載内容の不備の是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請契約代金が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合。

4-5) 施工体系図に記載されている業者が作業している。

(施工時適宜)

<チェックポイント>

- 現場確認： 当日の作業業者の聞き取りを行い、施工体系図と照合し建設会社名を作業員の作業服やヘルメット等で確認する。

<判断基準>

適正	現場内作業業者が施工体系図（台帳）に記載されている業者であることを作業服やヘルメット等により確認できた。
通知	施工体系図と現場内作業業者の一致が確認できなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	施工体系図と現場内作業業者が一致しなかったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

4-6) 施工体系図に記載されている監理技術者（主任技術者）及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。

(施工時の当初、適宜)

<チェックポイント>

- 現場確認： 施工体系図、施工体制台帳、施工計画書に記載された監理技術者または主任技術者等の施工管理状況を身分証明資料（監理技術者証や免許証）の提示を求めて、本人確認を行う。

<判断基準>

適正	施工体系図（台帳）等に記載された監理（主任）技術者が身分証明資料（監理技術者証や免許証等）により、本人であることが確認できた。
通知	記載されている技術者の本人が確認できなかったため、監督職員が助言・指導（文書注意）を行った。
注意	記載以外の技術者が従事しており、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**4-7) 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。**

( 施工時の当初、変更時 )

## &lt; チェックポイント &gt;

現場確認： 作業手順等の指示の確認、下請負人への指示事項について聞き取り等により、下請負人に対して主体的に施工指導が行われているか確認する。

## &lt; 判 断 基 準 &gt;

適 正	下請負人への作業手順等の指示がなされており、その主体的な指導監督が確認できる。
通 知	下請負人への作業手順等の指示がなされているが、指導監督状況が不明瞭であり、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	下請負人へ指導監督が不十分であり、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下請工事がない場合。

**5 建設業許可標識****5-1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。**

( 施工時 1 回程度 )

## &lt; チェックポイント &gt;

現場確認： 標識の掲示状況と記載技術者を届出書類により確認する。

書類確認： 写真により、その掲示状況を確認する。

## &lt; 判 断 基 準 &gt;

適 正	記載内容が適正で公衆の見やすい場所に設置されているのを確認した。
通 知	記載内容や設置に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	標識等の設置や記載内容の不備について、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

. 配置技術者 / 現場代理人・監理技術者・主任技術者

## 6 現場代理人

### 6-1) 現場代理人は、現場に常駐している。

( 施工時適宜 )

#### < チェックポイント >

書類確認： 現場代理人の常駐状況を確認する。

書類確認： 電話連絡等によりその連絡体制を確認する。

#### < 判 断 基 準 >

適 正	現場代理人に常に連絡がとれる体制にあり、業務に支障がない。
通 知	連絡体制等の不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	現場代理人に連絡がとれないことがあったため、連絡体制の改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

### 6-2) 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。

( 施工時適宜 )

#### < チェックポイント >

書類確認： 監督職員との連絡調整の事務処理記録や工事記録の状況について、現場代理人として把握しているか聞き取りにより確認する。

書面とは、長崎県建設工事共通仕様書に規程している「承諾・提出・提示・通知」に掲げる書面に限る。

#### < 判 断 基 準 >

適 正	現場代理人として工事全体を把握し、監督職員との連絡調整も良好である。
通 知	工事全体の把握状況、連絡調整の不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	工事全体の把握状況、連絡調整の不備について、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

## 7 専門技術者の配置

### 7-1) 専門技術者を専任し、配置している。

( 施工計画時、施工時適宜 )

#### < チェックポイント >

書類確認： 提出された施工体制台帳（図）等により確認する。

#### < 判 断 基 準 >

適 正	専門技術者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
通 知	選任漏れや現場への配置に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	選任や配置状況が悪かったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	専門技術者を置く必要のない工事。

## 8 作業主任者の選任

### 8-1) 作業主任者を選任し、配置している。

( 施工計画時、施工時適宜 )

#### <チェックポイント>

書類確認： 作業の区分に応じて、資格を有する者のうちから選任し施工計画書に記載しているか確認する。

現場確認： 作業主任者が関係作業員に周知され当該作業に従事する労働者の指揮等を行っているか確認する。

#### <判断基準>

適 正	作業主任者を適切に選任し、現場に配置されているのを確認した。
通 知	選任漏れや現場への配置に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	選任や配置状況が悪かったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	作業主任者の選任を必要とする作業以外。

## 9 監理技術者（主任技術者）の専任制

### 9-1) 資格者証の内容を確認した。

( 着手前 )

#### <チェックポイント>

書類確認： 元請人の監理技術者または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。

#### <判断基準>

適 正	技術者の資格要件が整理され、確認できた。
通 知	内容の確認できる書類等に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	資格要件等に問題があったため、適正な技術者の配置を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

### 9-2) 現場に常駐している。

( 施工時適宜 )

#### <チェックポイント>

現場確認： 監理技術者または主任技術者の常駐状況を確認する。

疑義がある場合は現場での把握頻度を増やし、必要に応じ本人に不在の理由等を聞く。

#### <判断基準>

適 正	技術者の現場の常駐、専任を確認した。
通 知	連絡漏れ等の不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	現場への常駐、専任状況が悪かったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	請負金額2,500万円未満の工事。

**9-3) 施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。**

(施工時、打合せ時)

<チェックポイント>

現場確認： 設計内容や現場進捗状況、発注者との協議や打合せの実施状況などの聞き取り等により、請負者の技術者が主体的に実質的に関与しているか確認する。

<判断基準>

適正	設計内容、現場条件など十分に把握され発注者との打合せも主体的に実施している。
通知	設計内容、現場条件など把握状況に不明瞭なところがあったので、監督職員が助言・指導（文書注意）を行った。
注意	設計内容、現場条件など把握状況が不十分であり、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**9-4) 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。**

(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 工事関係書類（施工計画書、工事打合せ簿、図面等）により創意工夫又は提案があるか確認する。

<判断基準>

適正	工事関係資料等により、創意工夫又は提案が確認された。
通知	_____
注意	_____
対象外	創意工夫又は提案なし。

**10 現場技術員**

**10-1) 現場技術員との対応が適切である。**

(施工時適宜)

<チェックポイント>

現場技術員が監督職員の代わりに現場で立会等の臨場をする場合には、請負者は協力しているか確認する。

計画書、報告書、データ、図面等の書類の請負者からの提出に関し、現場技術員が説明を求めた場合はこれに請負者は応じているか確認する。

<判断基準>

適正	現場技術員の業務への協力（説明）に努めているのを確認した。
通知	現場技術員の業務への協力（説明）に不足があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	現場技術員への協力や説明が悪く業務に支障を与えたため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	現場技術員を配置しない工事。

## 2 . 施工狀況

### . 施工管理

## 2. 施工状況

### ・ 施工管理

#### 1.1 設計図書の照査等

##### 1.1-1) 契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。

(着手前、施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 設計図書の照査の実施を請負者自ら実施した事を確認する。

<判断基準>

適正	設計図書の照査を実施した事が確認できた。
通知	設計図書の照査を実施した事に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	設計図書の照査を実施した事が確認できなかったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

##### 1.1-2) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を提示して確認を受けた。

(着手前、施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 1.1-1)の工事関係資料をもとに確認する。

<判断基準>

適正	確認できる資料が速やかに提示され、監督職員の確認を受けた。
通知	確認できる資料に不備があったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	確認できる資料が提示されなかったため、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	1.1-1 <注意事項> の1)から5)に該当する事実が発見されなかった工事。

#### 1.2 施工計画書

##### 1.2-1) 施工（変更を含む）に先立ち、提出した。

(着工前、変更時)

<チェックポイント>

書類確認： 施工に先立ち提出されたか、工事の進捗状況とともに確認する。

<判断基準>

適正	施工（変更を含む）される前に提出された。
通知	提出された時期に問題があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	施工前（再提出期限も同じ）に提出されなかったため、提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**12-2) 記載内容と現場施工方法と一致している。**

( 施工時適宜 )

**<チェックポイント>**

現場確認： 施工計画書の内容が、現場施工方法と一致しているか、必要事項の記載、書類の添付状況により確認する。

**<判断基準>**

適 正	記載内容と現場施工方法が一致していることが、確認された。
通 知	記載内容または現場施工方法に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	記載内容または現場施工方法に不備あったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**12-3) 記載内容と現場施工体制が一致している。**

( 施工時適宜 )

**<チェックポイント>**

書類確認： 施工計画書の記載内容（作業手順等）が、現場施工体制と一致しているか、必要事項の記載、書類の添付を確認する。

**<判断基準>**

適 正	記載内容と現場施工体制が一致していることが確認された。
通 知	記載内容または現場施工体制に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	記載内容または現場施工体制に不備があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**12-4) 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。**

( 着手前、変更時 )

**<チェックポイント>**

書類確認： 施工計画書の内容が、設計図書や現場条件を反映した内容となっているか、必要事項の記載、書類の添付を確認する。

**<判断基準>**

適 正	設計図書や現場条件等を反映した記載内容で、しっかりと計画されている。
通 知	記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	計画内容、記載内容に不備あったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

### 1 3 施工管理（工事材料管理・出来形・品質管理）

#### 13-1) 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。

（施工時適宜）

##### <チェックポイント>

書類確認： 工事に使用する材料の品質を証明する資料を確認する。

現場確認： 現場での製品等の保管状況及び適切な材料等を使用しているか確認する。

##### <判断基準>

適 正	設計図書または建設工事共通仕様書に示す材料等を使用し、適切な管理が行われていることが確認された。
通 知	使用、管理状況等に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	材料等のチェックや保管管理状況に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

#### 13-2) 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。

（施工時適宜）

##### <チェックポイント>

書類確認： 施工計画書における施工管理計画の品質管理計画の項目で品質確保のための特別な対策又は独自の工夫等が明記されているか確認する。

##### <判断基準>

適 正	工事関係資料等により、品質管理確保のための対策など施工に関する工夫が確認された。
通 知	_____
注 意	_____
対象外	対策又は工夫なし。

##### <注意事項>

簡易な計画については、評価しない。

#### 13-3) 日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。

（施工時適宜）

##### <チェックポイント>

書類確認： 日常の出来形や品質管理状況を記録により確認する。

##### <判断基準>

適 正	出来形管理、品質管理の日常管理について、良好な管理状況が確認された。
通 知	出来形管理、品質管理の日常管理に不明瞭な点があったので、監督職員が助言・指導を行った。
注 意	出来形管理、品質管理の日常管理に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

13-4) 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等により評価されるものがある。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

書類確認： 特記仕様書に定められたイメージアップに取り組んでいるか確認する。  
( 請負者が独自で現場でのイメージアップに取り組んでいるか確認する。 )

<判断基準>

適 正	特記仕様書に定められた事項について、適切な取り組みが確認できた。 ( 現場での独自のイメージアップに取り組んだ。 )
通 知	特記仕様書に定められた事項について、取り組みに不備あったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注 意	特記仕様書に定められた事項について、取り組みが行われなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	特記仕様書に記載事項なし。

1 4 検査(確認を含む)及び立会い等の調整

14-1) 監督員の立会いにあたって、あらかじめ連絡している。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

立会いの依頼、実施が適切に行われたか確認する。

<判断基準>

適 正	事前に連絡され、監督職員による立会いの実施等が適切に行われた。
通 知	事前に連絡されず不備があったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注 意	事前の連絡が適切に行われなかったため、監督職員による立会いによる検査(確認を含む。)ができず、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	設計図書で特に規定していない工事。

14-2) 段階確認の確認時期が、適切である。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

確認： 段階確認(種別、細別、確認時期、希望日時等)の依頼が適切に行われたか段階確認書で確認する。

<判断基準>

適 正	段階確認にかかる予定について概ね1週間前に連絡を受け、監督職員による段階確認の実施等が適切に行われた。
通 知	段階確認の確認時期の連絡に不備があったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注 意	段階確認の確認時期の連絡に不備があり、段階確認が適切に行われなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

## 15 工事の着手

### 15-1) 工事始期日以降、30日以内に工事に着手した。

(着手時)

#### <チェックポイント>

書類確認： 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始すること）を実施したかを工事関係書類（測量手記簿）等により確認する。

現場確認： 実際の工事のための準備工事の痕跡を現場で確認する。

#### <判断基準>

適正	工事始期日以降、30日以内に適正に工事に着手された事が確認できた。
通知	工事に着手する見込みが見受けられなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	準備工事が実施されず、工事着手を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

## 16 支給品及び貸与品

### 16-1) 引渡しを受けた日から7日以内に、受領書又は借用書を提出した。

(施工時適宜)

#### <チェックポイント>

書類確認： 支給材料及び貸与品の引渡しを受けるときは、受領書又は借用書の提出を確認する。

#### <判断基準>

適正	引渡しを受けた日から7日以内に適正に提出された事が確認できた。
通知	期限切れや提出忘れの恐れがあったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	期限切れや提出忘れがあり、提出を要求する指示（文書注意）を行った。
対象外	支給材料及び貸与品がない工事。

## 17 建設副産物及び建設廃棄物

17-1) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員が提示を求めた場合、提示した。

（施工時適宜）

### <チェックポイント>

書類確認： マニフェストのA・B・D・E票及び委託契約書等について確認する。  
マニフェストの「車種」と実処分重量及び過積載について、伝票等で確認する。  
現場確認：現場立会いにより、処分状況を確認する。

### <判断基準>

適正	産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されたことが確認された。
通知	確認資料に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	処理方法、確認資料等に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	建設廃棄物の搬出がない工事。

17-2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。

（施工時適宜）

### <チェックポイント>

書類確認： 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の記載内容について設計数量との確認をする。

### <判断基準>

適正	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が適正に作成され、施工計画書に含め提出された。
通知	記載内容に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

## 18 指定建設機械類の確認

18-1) 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。

（施工時 1回程度）

### <チェックポイント>

書類確認： 建設機械の使用状況を、認定シールが把握できる写真の提出により確認する。  
現場確認： 建設機械の使用状況を認定シール等で確認する。

### <判断基準>

適正	指定建設機械が、仕様書に従い適正に使用されていることが確認された。
通知	指定建設機械の使用が確認ができなかったため、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	指定建設機械以外の使用があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	下記注意事項に該当する建設機械を使用しない工事又は使用しない事について監督職員の承諾を得た工事。

. 工程管理

. 工程管理

19 工程管理

19-1) 実施工程表により、工程の管理を行っている。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

現場確認： 工事の履行状況を実施工程表（パソコン内のデータでも可）により確認する。

<判断基準>

適 正	実施工程表により適正に管理されている。
通 知	実施工程表により管理を行うよう、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	工程管理に関して問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

19-2) 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行っている。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

書類確認： 現場条件の変化に伴う施工計画、工程変更等に対し、適正に対応しているか確認する。

現場確認： 請負者の責務において行った地元対応状況について、現場において説明を受け確認する。

<判断基準>

適 正	現場条件変更や地元調整が積極的かつ適切に対応が行われた。
通 知	調整や報告に不備があり、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	調整や報告に問題あったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

. 安全对策

20 安全活動

20-1) 災害防止協議会等を設置し、定期的に開催している。

(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 災害防止協議会の設置状況、開催状況及び安全衛生責任者等の参加状況を工事関係者資料等により確認する。

<判断基準>

適正	災害防止協議会を設置し、開催していることが確認された。
通知	災害防止協議会を設置し、開催していることが確認されず、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	災害防止協議会を設置していない、または設置しているが開催していないのが確認されたため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

20-2) 店社パトロールを実施している。

(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 店社パトロールを実施しているかどうかを工事関係資料等により確認する。

<判断基準>

適正	店社パトロールを実施していることが確認された。
通知	店社パトロールを実施していることが確認されず、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	店社パトロールを実施していなかったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

20-3) 安全訓練等を実施し、記録がある。

(施工時適宜)

<チェックポイント>

書類確認： 施工計画書に基づき、安全訓練等の実施状況、参加状況等を工事関係資料等により確認する。

<判断基準>

適正	安全訓練等が月当たり、半日以上行われた記録がある。
通知	安全訓練等の実施や記録に不備があり、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注意	安全訓練等を実施していない、または、実施しているが記録がなかったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**20-4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。**

( 施工時適宜 )

## &lt;チェックポイント&gt;

書類確認： 作業日毎に安全巡視を実施しているかを工事関係資料等（安全日誌等）により確認する。

## &lt;判断基準&gt;

適 正	安全教育等が行われた記録や安全日誌等が確認された。
通 知	安全教育等の記録や安全日誌等に不備があり、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	安全日誌等はなく、安全巡視もしていないなど問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**20-5) 新規入場者教育を実施している。**

( 施工時適宜 )

## &lt;チェックポイント&gt;

書類確認： 新規入場者教育の実施状況等の工事関係資料等をもとに確認する。

## &lt;判断基準&gt;

適 正	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていることが確認できた。
通 知	新規入場者教育に関する指導及び援助に問題があり、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	新規入場者教育に関する指導及び援助を行っていなかったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**20-6) 過積載防止に取り組んでいる。**

( 施工時適宜 )

## &lt;チェックポイント&gt;

書類確認： 過積載防止の取り組みの記録や実重量記録資料等を確認する。

現場確認： 運搬車両の積載状況を確認する。

## &lt;判断基準&gt;

適 正	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できた。
通 知	過積載防止の取り組みが行われていることが確認できず、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	過積載防止の取り組みが行われておらず、問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**20-7) 使用機械、車輛等の点検整備等が管理され記録がある。**

( 施工時適宜 )

## &lt; チェックポイント &gt;

現場確認： 現場工事車両の特定自主検査済標章を確認する。

書類確認： 車両機器類の点検状況報告書等により、その状況を確認する。

## &lt; 判 断 基 準 &gt;

適 正	定期自主検査等が行われ、実施記録も整理されているのが確認できた。
通 知	点検や記録に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	点検や記録に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**20-8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされている。**

( 施工時適宜 )

## &lt; チェックポイント &gt;

書類確認： 点検記録簿等の工事関係資料をもとに確認する。

## &lt; 判 断 基 準 &gt;

適 正	適切な分離措置が実施されているのが確認された。
通 知	分離措置に不備が確認されたので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	分離措置がなされておらず、安全管理上に不備があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

**20-9) 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理が行われている。**

( 施工時適宜 )

## &lt; チェックポイント &gt;

現場確認： 現場の点検を行っているか、各種記録等を確認する。（設置完了時の点検、作業開始前点検、定期点検）

## &lt; 判 断 基 準 &gt;

適 正	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
通 知	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できず、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	適正な時期に各種点検が行われておらず、問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	山留め、仮締切等がない工事。

**20-10) 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理が行われている。**

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

現場確認： 現場の点検を行っているか、各種記録等を確認する。(組立完了時の点検、作業開始前点検、定期点検)

<判断基準>

適 正	適正な時期に各種点検が行われているのが確認できた。
通 知	適正な時期に各種点検が行われていないのが確認できず、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注 意	適正な時期に各種点検が行われておらず、問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	足場、支保工がない工事。

**20-11) 保安施設等の整理、設置、管理が的確である。**

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

現場確認： 道路使用許可証等に基づき、現場への標識類の設置状況及び管理状況を確認する。

書類確認： 保安施設等の点検管理記録等により、その状況を確認する。

<判断基準>

適 正	保安施設等の設置状況が適切であり、管理も的確であることが確認できた。
通 知	保安施設等の設置状況や点検、管理に不備があったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注 意	保安施設等の設置状況や点検、管理に問題があったため、改善を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	対象外なし。

**2 1 安全パトロールの指摘事項の処理**

**21-1) 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。**

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

書類確認： 各種安全パトロールが実施され、改善すべき点等を下請負業者に対して指導しているかどうかを工事関係資料により確認する。

<判断基準>

適 正	指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録が確認できた。
通 知	指摘事項や是正事項について、改善に不備があったので、監督職員が助言・指導(文書通知)を行った。
注 意	指摘事項や是正事項について、改善が図られなかったため、是正を求める指示(文書注意)を行った。
対象外	各種安全パトロールで改善等を要する事項がなかった工事。

. 对外關係

2 2 関係機関等

22-1) 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

書類確認： 関係機関の許可証の写し、協議記録等を確認する。

<判断基準>

適 正	関係機関との協議等が適切に行われ、許可書類等の確認もできた。
通 知	関係機関との協議不足等があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	関係機関との協議等に問題があったため、是正を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	関係機関との調整等が不要な工事。

22-2) 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

書類確認： 地元関係者との打合せや苦情処理対応記録、回覧、挨拶文などの啓発活動状況を確認する。

<判断基準>

適 正	地元住民等との交渉、苦情処理等の内容は、文書で確認する等明確にしていることが確認できた。
通 知	地元住民等との交渉、苦情処理などへの対応、報告に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	地元住民等との交渉や苦情などへの対応に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	対象外なし。

22-3) 隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている。

( 施工時適宜 )

<チェックポイント>

書類確認： 近隣工区との調整や他事業占有者との打合せ記録、事前立会、試掘等の立会記録等を確認する。

<判断基準>

適 正	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会等が適切に実施、管理が行われている。
通 知	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会等に不備があったので、監督職員が助言・指導（文書通知）を行った。
注 意	近接工事や施工上密接に関係する他工事の請負者との工程調整、立会等に問題があったため、改善を求める指示（文書注意）を行った。
対象外	隣接工事又は施工上密接に関連する工事が無い場合。

### 3. 参考資料

- ・主任技術者となりうる資格一覧表

主任技術者となりうる資格要件一覧表

建設工事の種類	建設工事の例示（建設省告示第350号）	工事現場に置くべき主任技術者の資格（指定学科については、次頁に掲載）
土木一式工事	<p>（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 技術士（建設部門） 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」） 技術士（林業部門・選択科目「森林土木」） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）</p>
建築一式工事	<p>（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（建築） 1級又は2級建築士</p>
大工工事	<p>大工工事 型枠工事 造作工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体） 1級又は2級建築士若しくは木造建築士 技能検定1級の建築大工若しくは2級の建築大工に合格後、1年以上の実務経験者 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者</p>
とび・土工・コンクリート工事	<p>とび工事 ひき工事 足場等仮設工事 重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立工事 コンクリートブロック据付工事 工作物解体工事 くい工事 くい打ち工事 くい抜き工事 場所打ちくい工事 土工 掘削工事 根切り工事 発破工事 盛土工事 コンクリート工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 地すべり防止工事 地盤改良工事 ボーリンググラウト工事 土留め工事 仮締切工事 吹付け工事 道路付属物設置工事 捨石工事 外構工事 はつり工事（コンクリート造の型枠工事）</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級建設機械施工技士 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） 技術士（建設部門・農業部門（農業土木）・林業部門（森林土木）・水産部門（水産土木）） 1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工、グイール工の技能検定合格者 2級のとび・とび工技能検定に合格後1年以上実務経験を有する者 2級の型枠施工、コンクリート圧送施工、グイール工の技能検定後1年以上実務経験を有する者 地すべり防止工事士資格認定試験合格者で地すべり防止工事士として登録後1年以上の実務経験を要する者 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る8年以上の実務経験を有する者</p>
左官工事	<p>左官工事 モルタル工事 モルタル防水工事 吹付け工事 とぎ出し工事 洗い出し工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の左官若しくは2級の左官に合格後、1年以上の実務経験者</p>
石工事	<p>石積（張）工事 コンクリートブロック積（張）工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工、コンクリート積みブロック施工に合格した者 技能検定2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み若しくは石工、コンクリート積みブロック施工に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p>
管工事	<p>冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空気調和設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽設備工事 水洗便所設備工事 ガス配管工事 ダクト工事 管内更正工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級管工事施工管理技士 技術士（機械部門・選択科目「流体機械」若しくは「暖冷房及び冷凍機械」） 技術士（水道部門） 技術士（衛生工部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体機械」若しくは「暖冷房及び冷凍機械」） 技能検定1級の配管（選択科目「建設配管作業」）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工に合格した者 技能検定2級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工合格後1年以上の実務経験を有する者 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき、国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、1年以上の実務経験を有する者 給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後、1年以上の実務経験を有する者 1級計装士審査に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p>
鋼構造物工事	<p>鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事 石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 屋外広告塔工事 閘門・水門等の門扉設置工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） 1級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） 技能検定1級の鉄工（製罐作業又は構造物鉄工作業）又は製罐に合格した者 技能検定2級の鉄工又は製罐に合格後1年以上の実務経験を有する者</p>
鉄筋工事	<p>鉄筋加工組立工事 ガス圧接工事</p>	<p>高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級の建築施工管理技士（躯体） 技能検定1級の鉄筋組立に合格した者 技能検定1級の鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）に合格した者 技能検定1級の鉄筋施工（鉄筋組立作業）に合格した者 技能検定の鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 技能検定の鉄筋施工（鉄筋組立作業）に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 技能検定2級の鉄筋組立に合格後、1年以上の実務経験を有する者</p>

ほ装工事	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理又は2級土木施工管理技士（土木） 1級又は2級建設機械施工技士 技術士（建設部門）
屋根工事	屋根ふき工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級又は2級建築士 技能検定1級の板金（選択科目「建築板金作業」）、建築板金、板金工（選択科目「建築板金作業」） からわぶき若しくはスレート施工とするものに合格した後屋根工事に関し1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち大工工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
電気工事	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士 技術士（電気・電子部門、建設部門） 技術士（総合技術監理部門（電気・電子部門・建設部門）） 第1種電気工事士 第2種電気工事士の免状の交付後、実務経験3年以上 第1種、第2種電気主任技術者 第3種電気主任技術者免状の交付後、実務経験5年以上 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有すること なった後電気工事に関し1年以上実務経験を有する者 （社）日本計装工業会の行う1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者
タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積（張）工事 レンガ積（張）工事 タイル張り工事 築炉工事 石綿スレート張り工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） 1級又は2級建築士 技能検定1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築、ブロック建築工に合格した者 技能検定のれんが積み、コンクリート積みブロックに合格した者 技能検定2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築、ブロック建築工に合格後、1年以上の実務経験を有する者
板金工事	板金加工取付工事 建築板金工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金 技能検定2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金、板金工合格後、1年以上の実務経験を有する者
ガラス工事	ガラス加工取付工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級のガラス施工に合格した者 技能検定2級のガラス施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうちガラス工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
塗装工事	塗装工事 溶射工事 ライニング工事 布張り仕上げ工事 鋼構造物塗装工事 路面標示工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、路面標示 施工に合格した者 技能検定2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、に合格し た後、1年以上の実務経験を有する者
しゅんせつ工事	浚渫工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」） 土木工事業及び浚渫工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち浚渫工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
防水工事	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の防水施工に合格した者 技能検定2級の防水施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち防水工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
内装仕上工事	インテリア工事 天井仕上げ工事 壁張り工事 内装間仕切り工事 床仕上げ工事 たたみ工事 ふすま工事 家具工事 防音工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級又は2級建築士 技能検定1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具 工に合格した者 技能検定2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具 工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有する者
機械器具設置工事	プラント設備工事 内燃力発電設備工事 給排水機器設置工事 ダム用仮設備工事 舞台装置設置工事 立体駐車場設備工事 運搬機器設置工事 集塵機器設置工事 揚排水機器設置工事 遊戯施設設置工事 サイロ設置工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士（機械部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）

熱絶縁工事	冷暖房設備 冷凍冷蔵設備 動力設備又は燃料工業 化学工業等の設備の熱絶縁工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の熱絶縁施工に合格した者 技能検定2級の熱絶縁施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 建築工業及び熱絶縁工業に係る建設工事に、12年以上の実務経験を有する者のうち熱絶縁工業に係る建設工事に、8年以上の実務経験を有する者
電気通信工事業	電気通信線路設備工事 電気通信機械設置工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事 TV電波障害防除設備工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士（電気・電子部門）
造園工事	植栽工事 地被工事 景石工事 地ごしらえ工事 公園設備工事 広場工事 園路工事 水景工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級又は2級造園施工管理技士 技術士（建設部門） 技術士（林業部門・選択科目「林業又は森林土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」） 技能検定1級の造園に合格した者 技能検定2級の造園に合格した後、1年以上の実務経験を有する者
さく井工事	さく井工事 観測井工事 還元井工事 温泉掘削工事 井戸築造工事 さく孔工事 石油掘削工事 天然ガス掘削工事 揚水設備工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士（水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） 技能検定1級のさく井に合格した者 技能検定2級のさく井に合格した後、1年以上の実務経験を有する者 地すべり防止工事士として登録後、1年以上の実務経験を有する者
建具工事	金属製建具取付工事 サッシ取付け工事 金属製カーテンウォール取付工事 シャッター取付工事 自動ドア取付工事 木製建具取付工事 ふすま工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士（仕上げ） 技能検定1級の木工（選択科目「建具製作作業」）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工、サッシ施工に合格した者 技能検定2級の木工、建具製作、建具工カーテンウォール施工、サッシ施工に合格した後、1年以上の実務経験を有する者
水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木） 技術士（水道部門） 技術士（衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水質管理又は廃棄物処理」） 土木工業及び水道施設工業に係る建設工事に、12年以上の実務経験を有する者のうち水道施設工業に係る建設工事に、8年以上の実務経験を有する者
消防施設工事業	室内消火栓設置工事 スプリンクラー設置工事 水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事 室外消火栓設置工事 動力消防ポンプ設置工事 火災報知設備工事 漏電火災警報機設置工事 非常警報設備工事 金属製避難はしご・救急袋・暖降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 消防法による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者
清掃施設工事	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事	高校（指定学科）卒業後、5年以上の実務経験 高専、大学（指定学科）卒業後、3年間の実務経験 10年以上の実務経験 技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物処理」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物処理」）

指定学科	業 種 分 類
土木工学	土木工事業 舗装工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 管工事業 水道工事業 清掃工事業 浚渫工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 造園工事業 さく井工事業
都市工学	土木工事業 舗装工事業 建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業 管工事業 水道工事業 清掃工事業 造園工事業
衛生工学	土木工事業 舗装工事業 管工事業 水道工事業 清掃工事業 さく井工事業
交通工学	土木工事業 舗装工事業
建築学	左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業 管工事業 水道工事業 清掃工事業 器械器具工事業 消防工事業 熱絶縁工事業 造園工事業 建具工事業
機械工学	鋼構造物工事業 鉄筋工事業 器械器具工事業 消防工事業 さく井工事業 建具工事業
電気・電子工学	電気工事業 電気通信工事業 器械器具工事業 消防工事業
電気通信工学	電気工事業 電気通信工事業
鉱山学	さく井工事業

（注） 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）

（注） 専門学校は、学校教育法に定める指定学科と認められていません。

. 監理技術者となりうる資格一覧表

・ 監理技術者となりうる資格一覧表

・ 建設業法第15条第2号イ

国土交通大臣が定める試験に合格した者又は免許を受けた者（下表参照）

・ 建設業法第15条第2号ロ

第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事(4,500万円以上)で、発注者から直接請け負い、二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

・ 建設業法第15条第2号ハ

国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（下表参照）

また、当該認定が有効期間の満了により効力を失った者で、有効期間の満了の翌日から起算して六月以内に(財)全国建設研修センター、(財)建設業振興基金、(社)日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習を受講したもののうち、国土交通大臣が建設業法第15条第2号イと同等以上の能力を有する者と認める者。

表 - 建設業法第15条第2号イ又はロの資格一覧

建設工事の種類	建設工事の例示（建設省告示第350号）	工事現場に置くべき監理技術者の資格
土木一式工事	（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建設業法第15条第2号イ 1級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士（土木） 技術士（建設部門） 技術士（農業部門・選択科目「農業土木」） 技術士（森林部門・選択科目「森林土木」） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「農業土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「森林土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「水産土木」）
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
建築一式工事	（建設工事の内容） 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。）	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（建築） 1級建築士
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
大工工事	大工工事 型枠工事 造作工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（躯体） 1級建築士
とび・土工・コンクリート工事	とび工事 ひき工事 足場等仮設工事 重量物の揚重運搬配置工事 鉄骨組立工事 コンクリートブロック据付工事 工作物解体工事 くい工事 くい打ち工事 くい抜き工事 場所打ちくい工事 土工事 掘削工事 根切り工事 発破工事 盛土工事 コンクリート工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレストレストコンクリート工事 地すべり防止工事 地盤改良工事 ボーリンググラウト工事 土留め工事 仮締切工事 吹付け工事 道路付属物設置工事	建設業法第15条第2号イ 1級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士（土木又は薬液注入） 1級建築施工管理技士（躯体） 技術士〔建設部門・農業部門（農業土木）・森林部門（森林土木）・水産部門（水産土木）〕 技術士〔総合技術監理部門（建設部門）、（農業土木）、（森林土木）、（水産土木）〕
左官工	左官工事 モルタル工事 モルタル防水工事 吹付け工事 とぎ出し工事 洗い出し工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
石工事	石積（張）工事 コンクリートブロック積（張）工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士（仕上げ）
管工事	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空調調和設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽設備工事 水洗便所設備工事 ガス配管工事 ダクト工事 管内更正工事	建設業法第15条第2号イ 1級管工事施工管理技士 技術士（機械部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」） 技術士（上下水道部門） 技術士（衛生工学部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」、衛生工学部門）
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センターの行う平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習の効果測定に合格した者 ・職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種が一級の配管（選択科目「建築配管作業」）、空調調和設備配管、給配水設備配管又は配管工に合格した者で国土交通大臣が定める考査に合格した者
鋼構造物工事	鉄骨工事 橋梁工事 鉄塔工事 石油・ガスの貯蔵用タンク設置工事 屋外広告塔工事 閘門・水門等の門扉設置工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士（躯体） 1級建築士 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」） 技術士（総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」）
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習又は(財)建設業振興基金の行う平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習の効果測定に合格した者 ・職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種が一級の鉄工、製缶に合格した者で国土交通大臣が定める考査に合格した者
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事 ガス圧接工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（躯体）
ほ装工事	アスファルト舗装工事 コンクリート舗装工事 ブロック舗装工事 路盤築造工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工技士 技術士（建設部門） 技術士（総合技術監理部門「建設部門」）
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法の一部を改正する法律（S62法律第69号）の施行の際に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営んでいた者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は法施行一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係るS63年度、平成元年度又は平成2年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センター、(社)日本建設機械化協会の行う平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
屋根工事	屋根ふき工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ） 1級建築士

電気工事	発電設備工事 送配電線工事 引込線工事 変電設備工事 構内電気設備（非常用電源設備を含む）工事 照明設備工事 電車線工事 信号設備工事 ネオン装置工事	建設業法第15条第2号イ 一級電気工事施工管理技士 技術士（電気・電子部門、建設部門） 技術士（総合技術監理部門「電気・電子部門」、「建設部門」）
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は当該期間若しくは改正令の公布一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)建設業振興基金の行う平成7年度又は平成8年度の電気工事技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積（張）工事 レンガ積（張）工事 タイル張り工事 築炉工事 石綿スレート張り工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（躯体又は仕上げ） 1級建築士
板金工事	板金加工取付工事 建築板金工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
ガラス工事	ガラス加工取付工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
塗装工事	塗装工事 溶射工事 ライニング工事 布張り仕上げ工事 鋼構造物塗装工事 路面標示工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 1級建築施工管理技士（仕上げ）
しゅんせつ工事	浚渫工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 技術士（建設部門） 技術士（水産部門・選択科目「水産土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」、「水産土木」）
防水工事	アスファルト防水工事 モルタル防水工事 シーリング工事 塗膜防水工事 シート防水工事 注入防水工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
内装仕上工事	インテリア工事 天井仕上げ工事 壁張り工事 内装間仕切り工事 床仕上げ工事 たたみ工事 ふすま工事 家具工事 防音工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ） 1級建築士
機械器具設置工事	プラント設備工事 運搬機器設置工事 内燃機発電設備工事 集塵機器設置工事 給排水機器設置工事 揚排水機器設置工事 ダム用仮設備工事 遊戯施設設置工事 舞台装置設置工事 サイロ設置工事 立体駐車場設備工事	建設業法第15条第2号イ 技術士（機械部門） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「機械部門」）
熱絶縁工事	冷暖房設備 冷凍冷蔵設備 動力設備又は燃料工業 化学工業等の設備の熱絶縁工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
電気通信工事	電気通信線路設備工事 電気通信機械設置工事 放送機械設置工事 空中線設備工事 データ通信設備工事 情報制御設備工事 TV電波障害防除設備工事	建設業法第15条第2号イ 技術士（電気・電子部門） 技術士（総合技術監理部門「電気・電子部門」）
造園工事	植栽工事 地被工事 景石工事 地ごしらえ工事 公園設備工事 広場工事 園路工事 水景工事	建設業法第15条第2号イ 1級造園施工管理技士 技術士（建設部門） 技術士（森林部門・選択科目「林業又は森林土木」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「建設部門」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「林業又は森林土木」）
		建設業法第15条第2号ハ 次の全てに該当する者 ・建設業法施行令の一部を改正する政令（H6政令第391号）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行日までの間に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者としてその営業所に置かれていた者又は当該期間若しくは改正令の公布一年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者 ・当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の一級技術検定を受検した者 ・(財)全国建設研修センターの行う平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習の効果測定に合格した者
さく井工事	さく井工事 観測井工事 還元井工事 温泉掘削 工事 井戸築造工事 さく孔工事 石油掘削工事 天然ガス掘削工事 揚水設備工事	建設業法第15条第2号イ 技術士（上下水道部門・選択科目「上水道及び工業用水道」） 技術士（総合技術監理部門「上水道及び工業用水道」）
建具工事	金属製建具取付工事 サッシ取付け工事 金属製カーテンウォール取付工事 シャッター取付工事 自動ドア・取付工事 木製建具取付工事 ふすま工事	建設業法第15条第2号イ 1級建築施工管理技士（仕上げ）
水道施設工事	取水施設工事 浄水施設工事 配水施設工事 下水処理設備工事	建設業法第15条第2号イ 1級土木施工管理技士（土木） 技術士（上下水道部門） 技術士（衛生工学部門・選択科目「水質管理又は廃棄物管理」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「上下水道部門」、「水質管理又は廃棄物管理」）
消防施設工事	室内消火栓設置工事 スプリンクラー設置工事 水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消 火設備工事 室外消火栓設置工事 動力消防ポンプ設 置工事 火災報知設備工事 漏電火災警報機設置工事 非常警報設備工事 金属製避難はしご・救急袋・暖降 機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
清掃施設工事	ごみ処理施設工事 し尿処理施設工事	建設業法第15条第2号イ 技術士（衛生工学部門・選択科目「廃棄物管理」） 技術士（総合技術監理部門・選択科目「廃棄物管理」）

【「施工プロセス」のチェックリスト】  
の手引き

平成21年4月1日 発行

長崎県土木部建設企画課